

3学期の取り組み

【まわりの人と温かい関係でつながろう】

- ・ 「さん・くん」をつけて呼ぼう

【気持ちのよい生活をしよう（きれいな学校）】

- ・ だまってそうじをしよう



具体的には、「友達を呼び捨てにしない。相手の嫌がる呼び方で呼ばない。」などのことを子供たちに指導していきたいと考えています。また、3学期なので、感謝の気持ちをこめて掃除をし、身の回りの整頓をしておく気持ちよさを伝えながら「きれいな学校」を目指します。

ネットの危険からお子さんを守るために、保護者ができること

2学期に「浜松子どもとメディアリテラシー研究所」の長澤弘子さんに、教育講演会や5年生の授業を行っていただきました。インターネットの便利さとともに、陰の部分についていろいろな話をしていただきました。磐田市でも、YouTubeや、TikTokへの投稿によるトラブルが数件報告されていて、その都度子供たちに指導しています。

数年前に内閣府から「青少年のインターネット利用に係る保護者向け普及啓発リーフレット」が送られてきました。その中に保護者ができる三つのポイントがありましたので紹介します。

- ① **被害者にも加害者にもならないように、適切にインターネットを利用させましょう。**

初めてインターネットを利用させる時や新しい機器を持たせる時が肝心です。何のために必要なのか、どのように使うのか、親子で話し合みましょう。

- ② **家庭のルールをお子様と一緒に作りましょう。**

実社会でやってはいけないことは、インターネット上でもやってはいけません。

お子様にルールやマナーを守る習慣を身に付けさせましょう。

- ③ **フィルタリングを設定しましょう。**

フィルタリングによって、お子様が危険な目に遭うリスクを減らすことができます。

※ お子様にインターネットを利用させる際の保護者の義務が「青少年インターネット環境整備法 第6条」で規定されています。内閣府のホームページで閲覧することができます。